

現行憲法と自民党「日本国憲法改正草案」対照表

現行憲法	自民党「日本国憲法改正草案」
第三章 国民の権利及び義務	第三章 国民の権利及び義務
<p>第十一条 国民は、<u>すべての基本的人権の享有を妨げられない</u>。この憲法が国民に保障する基本的人権は、<u>侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる</u>。</p>	<p style="text-align: center;">(基本的人権の享有)</p> <p>第十一条 国民は、<u>全ての基本的人権を享有する</u>。この憲法が国民に保障する基本的人権は、<u>侵すことのできない永久の権利である</u>。</p>
<p>第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、<u>国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない</u>。又、国民は、これを濫用しては<u>ならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ</u>。</p>	<p style="text-align: center;">(国民の責務)</p> <p>第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、<u>国民の不断の努力により、保持されなければならない</u>。国民は、これを濫用しては<u>ならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない</u>。</p>
<p>第十三条 <u>すべて国民は、個人として尊重される</u>。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、<u>公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする</u>。</p>	<p style="text-align: center;">(人としての尊重等)</p> <p>第十三条 <u>全て国民は、人として尊重される</u>。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、<u>公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない</u>。</p>
<p>第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、<u>これを保障する</u>。 〔新設〕</p>	<p style="text-align: center;">(表現の自由)</p> <p>第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、<u>保障する</u>。 2 <u>前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない</u>。 3 検閲は、<u>してはならない</u>。通信の秘密は、<u>侵してはならない</u>。</p>
<p>② 検閲は、<u>これをしてはならない</u>。通信の秘密は、<u>これを侵してはならない</u>。</p>	<p>3 検閲は、<u>してはならない</u>。通信の秘密は、<u>侵してはならない</u>。</p>